

平成18年度 事務事業評価表

所属 06080000

環境部 清掃課

事務事業	134501 不法投棄防止対策					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内の全区民：437,523人（H17年4月1日現在）、全地域：34.84km ²					
事務事業意図	区民の安全で衛生的な生活環境を維持・向上するため、区民・関係機関と連携しながら、不法投棄されないまちづくりを行う。					
事務事業手段	平成12年度事業開始。関係機関、他部署と連携した不法投棄防止対策を行なうため、不法投棄対策連絡協議会及び不法投棄対策庁内連絡会を設置し、その調整を行なっている。昼間には、区民からなる不法投棄防止協力員及び「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結した区内郵便局が、夜間においては委託した民間警備会社が防止パトロール行うとともに、報告・情報提供に基づき管理者へ連絡し、早期発見・未然防止を図っている。不法投棄が多発する集積所へ不法投棄防止警告看板を設置し、その抑止効果により不法投棄の未然防止を図っている。					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例					
現状と課題	本区の不法投棄されやすい地域特性に加え各リサイクル法の施行で不法投棄増加が懸念されたため、12年度に「不法投棄防止基本方針」を策定し、防止対策を講じている。その結果、区内不法投棄の著しい増加は見られず一定の成果があると考えているが、未だに不法投棄が根絶していない状況であり、引き続き効果的な防止体制の継続が必要である。					
成果・活動指標	成果指標1：夜間パトロールにおける不法投棄物の年間発見件数 目標：20年までに260件 成果指標2：不法投棄防止協力員通報件数 目標：20年までに25件 活動指標1：不法投棄防止夜間パトロール実施回数 活動指標2：不法投棄防止協力員数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 380.00	平成18年度 380.00		
		実績	549.00			
	成果指標2 [件]	予定	40.00	32.00		
		実績	36.00			
	活動指標1 [日]	予定	156.00	156.00		
		実績	156.00			
		単位数	47.13			
	活動指標2 [人]	予定	314.00	375.00		
		実績	314.00			
		単位数	23.42			
トータルコスト (千円)	予定		8,159			
	実績	7,353				
総合評価	継続 防止対策の強化により、各リサイクル法施行後も不法投棄件数の著しい増加は見られない。しかし、処理料金を免れようとする者による不法投棄など増加の要因は依然として潜在しており、引き続き区民・関係機関と連携し防止・監視体制の強化を図るとともに、未然防止や早期発見・適正処理を行なうため、本事業を継続して実施する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい 不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、生活環境に重大な悪影響を与える犯罪であり、区は区民の安全で清潔な生活環境を維持・向上させるため、適切に不法投棄防止対策を講じる必要がある。				
	民間活用	実施済 平成12年の本事業開始時から、民間へ委託している。				
	成果向上余地	はい 使用車両の増車、実施回数や監視時間を増やすなど、パトロールの頻度を高め監視体制を強化することで抑止効果の向上が期待できる。				
	経費削減余地	いいえ 経費を削減してしまうとパトロールの時間短縮や実施回数の削減を行わなければならない、現在の抑止効果が薄れてしまう。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06080000

事務事業 134501

環境部 清掃課

不法投棄防止対策

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		7,799		
	直接費	事業費	(6)		4,319		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.40		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		360		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		8,159		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	0			
	直接費	事業費	(25)	3,673			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.40			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	360			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	7,353			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06080000

環境部 清掃課

事務事業	134502 有料ごみ処理券販売						
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区民437,523人(平成17年4月1日現在) 区内事業所20,004事業所(平成17年度葛飾区統計書)						
事務事業意図	粗大ごみ・事業系ごみの排出者について、出すごみの量に応じた手数料を支払うことで公平な費用負担を確保する。取扱所については、引き続きごみ処理券の交付・廃棄物処理手数料の納付等の事務を適正に行う。						
事務事業手段	平成12年度事業開始。区民が粗大ごみを出す場合と事業者が事業系一般廃棄物を行政回収に出す場合、あらかじめごみの量に応じた有料ごみ処理券を取扱所で購入し、券を貼付して排出させることにより、廃棄物処理手数料を徴収している。有料ごみ処理券の販売は、区と契約した区内の小売店(清掃事務所取扱い)とコンビニエンスストア等(リサイクル清掃課取扱い)で実施しており、区では、取扱所から納品数・販売数等の報告を徴収し、また、その販売数に応じて手数料を支払う等の例月事務を行っている。						
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例						
現状と課題	取扱所に販売を委託し、身近で購入できるように利便を図ってきたが、一方で手数料納付を期限までに行わない区内の小売店があり、廃棄物処理手数料が適正に収納できていない。これらの取扱店に対して手数料納付の督促や、事務処理に関する指導や助言等が恒常的に生じている。						
成果・活動指標	成果指標1: 廃棄物処理手数料歳入額(有料ごみ処理券分)/有料ごみ処理券販売額 目標 21年度までに100% 活動指標1: 有料ごみ処理券販売件数 活動指標2: 有料ごみ処理券取扱所数						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	100.00	100.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績	99.15				
	活動指標1 [件]	予定	1,817,541.00	1,743,741.00			
		実績	1,552,980.00				
		単位コスト	0.02				
	活動指標2 [店]	予定	363.00	356.00			
		実績	356.00				
		単位コスト	95.04				
トータルコスト (千円)	予定		42,638				
	実績	33,836					
総合評価	継続。区としてごみ減量を進めていくことは重要な課題の一つである。ごみ減量を推進するためには「排出者責任」を明確にし区民や事業者理解と協力を求めていかなくてはならない。そのために適正な廃棄物処理手数料を徴収することは必要なことであり、23区が共同で事務を実施していることを含め、この事務については継続していく必要がある。						
事業評価	事業の必要性	はい。粗大ごみ及び事業系一般廃棄物の排出者が、出すごみの量に応じた廃棄物処理手数料を負担することは、費用負担の公平性やごみ減量に効果的であることから、今後も廃棄物処理手数料を徴収していく必要がある。					
	民間活用	実施済。有料ごみ処理券の販売を区と契約した区内外の小売店とコンビニエンスストアに委託している。					
	成果向上余地	はい。滞納している取扱店に督促を行い、恒常的に滞納している取扱店に対しては、契約の停止や解除を行う。また、他の取扱店に対しても指導や助言を行い、適正な事務処理や販売時のサービス向上を図ることで更なる成果の向上、事業の充実につなげていく。					
	経費削減余地	あまりない。有料ごみ処理券取扱所に対しての検査・指導、実績報告の收受、手数料の支払いなどが大半をし占めているため、コストダウンの余地はあまりない。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06080000

事務事業 134502

環境部 清掃課

有料ごみ処理券販売

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		31,118		
		一般財源	(5)		10,440		
	直接費	事業費	(6)		31,118		
	職員人件費	人件費	(7)		10,440		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		1.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.20		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,080		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			1,080		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			42,638		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	22,795			
		一般財源	(24)	9,961			
	直接費	事業費	(25)	22,796			
	職員人件費	人件費	(26)	9,960			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	1.20			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.20			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,080			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		1,080			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		33,836			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06080000
環境部 清掃課

事務事業	134503 一般廃棄物処理業許可関係事務						
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	当区を収集最大区とする一般廃棄物処理許可業者、区内の一般廃棄物処理許可業者						
事務事業意図	一般廃棄物処理許可業者に対して、一般廃棄物を適正に処理するよう指導を行っていく。そのことにより、区民の生活環境の保全を図るとともに、事業者自己処理責任を促進する。						
事務事業手段	平成12年度事業開始。区内の一般廃棄物処理許可業者が関係法令を遵守し、適正な処理を行うよう、区職員が立入検査を行い指導・監督する。また、許可に付随する立入検査として、東京二十三区清掃協議会と共同で、当区を収集量最大区とする一般廃棄物処理業者(17年度は12業者)の許可更新時にも行う。なお、平成18年度から、東京二十三区清掃協議会が管理執行事務として行ってきた一般廃棄物処理業の許可に関する事務が、各区へ移行した。 〔立入検査内容〕 帳簿書類の検査、事業活動等の検査、その他の事項の検査						
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例						
現状と課題	許可事務が区に移行したことに伴い、申請受付や相談、許可業者に対する立入指導などを一体的に行っている。今後は、従前より区が行ってきた許可業者に対する行政指導や行政処分と併せた的確な事務処理体制を確立するとともに、廃棄物の適正処理を推進するため許可業者のさらなる適正化に努めていく。						
成果・活動指標	成果1：行政処分等件数（警告書の交付含む）目標：平成21年度までに0％ 活動1：立入検査回数（18年度は当区で更新が見込まれる全許可業者数[90]）						
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	0.00	0.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [回]	予定	12.00	90.00			
		実績	12.00				
		単位数	76.67				
	活動指標2 []	予定					
		実績					
		単位数					
トータルコスト (千円)	予定		30,157				
	実績	920					
総合評価	継続。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、区で実施すべき事業と定められている。また、区民の生活環境を保全するためにも、一般廃棄物処理業者に対して指導・監督を行い適正処理を推進していくことは、欠くことのできない事業である。						
事業評価	事業の必要性	はい。一般廃棄物処理業許可に関する事務は法定事務である。区民の生活環境の保全のため、区は一般廃棄物処理許可業者を指導・監督して、一般廃棄物の適正処理を推進する必要がある。					
	民間活用	実施困難。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可・指導を行うため。					
	成果向上余地	はい。立入検査の実施回数を増やし、一般廃棄物処理許可業者への指導を強化することで、効果は上がると考える。					
	経費削減余地	いいえ。17年度のコストはすべて人件費であるため。18年度は東京二十三区清掃協議会から各区への許可事務の移管に伴い、什器等購入のための備品等臨時的経費を中心に計上している。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06080000

事務事業 134503

環境部 清掃課

一般廃棄物処理業許可関係事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		780		
		一般財源	(5)		26,677		
	直接費	事業費	(6)		1,357		
	職員人件費	人件費	(7)		26,100		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		3.00		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		3.00		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,700		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		2,700		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		30,157		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	830			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.10			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	90			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	920			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06080000
環境部 清掃課

事務事業	134504 浄化槽関係事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	・浄化槽使用者(管理者)・浄化槽清掃許可業者・浄化槽保守点検登録業者					
事務事業意図	浄化槽によるし尿の適正処理を図り、生活環境を保全し公衆衛生を向上させることが浄化槽法の目的であることから、区内全ての浄化槽管理者が適切に浄化槽の清掃・維持管理を行う。					
事務事業手段	平成12年度事業開始。浄化槽法に基づき、葛飾区内の浄化槽の設置、保守点検、清掃等の管理について指導等を行うとともに、浄化槽清掃許可業者・浄化槽保守点検登録業者に対する許可・登録に関する事務、及び必要に応じて立入・指導等を行う。尚、平成18年度より許可に関する事務が東京23区清掃協議会より移行し、浄化槽保守点検業者登録制度は廃止となった。 下水道未告示地域の浄化槽管理者に対しては浄化槽清掃経費の内、浄化槽汚泥を収集・運搬するために要する経費相当額の助成を、浄化槽管理者からの申請により年1回行う。					
根拠法令	浄化槽法、葛飾区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例・規則					
現状と課題	葛飾区には、現在(平成18年5月末)でも、1063基の浄化槽が設置されており、地形的な理由から下水管を引くことのできない未告示地域もわずかながら残されているため、引き続き浄化槽の適正な維持管理の指導が必要。清掃許可業者については、一般廃棄物汚泥許可の更新時にあわせて、立入指導を行う。					
成果・活動指標	成果1：清掃浄化槽数/浄化槽基数(目標：平成21年度までに50%) 成果2：苦情処理件数/浄化槽基数(目標：平成21年度までに0%) 活動1：苦情処理件数 活動2：清掃浄化槽数(年度内に1回以上清掃が行われた浄化槽数)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 27.30	平成18年度 33.49		
		実績	27.60			
	成果指標2 [%]	予定	0.00	0.00		
		実績	0.00			
	活動指標1 [件]	予定	0.00	0.00		
		実績	0.00			
		単位数				
	活動指標2 [件]	予定	320.00	356.00		
		実績	324.00			
		単位数	14.75			
トータルコスト (千円)	予定		5,038			
	実績	4,779				
総合評価	継続。浄化槽法により、区で実施すべき事業と定められている。また、周辺地区の環境保全・公衆衛生の向上のためにも、欠くことのできない事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。浄化槽法により、区で実施すべき事業と定められているため。				
	民間活用	実施困難。浄化槽法に基づき、許可・指導等を行う必要があるため。				
	成果向上余地	はい。平成18年度については実態調査を行い、浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理をしていくように働きかけていくことで区民の生活環境の保全が図れる。				
	経費削減余地	いいえ。この事業の大半は人件費であるが、浄化槽法で定められた事業であるので、実施しなければならない。また、浄化槽管理者・保守点検業者・清掃許可業者への指導・許可等の事務量からすると、最低限の経費で事業を展開しているため。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06080000

事務事業 134504

環境部 清掃課

浄化槽関係事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		3		
		一般財源	(5)		4,585		
	直接費	事業費	(6)		238		
	職員人件費	人件費	(7)		4,350		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.50		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.50		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		450		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		450		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		5,038		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	24			
		一般財源	(24)	4,305			
	直接費	事業費	(25)	179			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.50			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	450			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	450			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	4,779			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

事務事業	134505 清掃協力会助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	清掃協力会(葛飾清掃協力会、葛飾東清掃協力会の2団体)					
事務事業意図	地域における資源循環型社会の構築を目指し、清掃協力会が行っている普及啓発活動等の事業活動を支援することにより、区民との協働体制を強化し全ての区民が清掃事業に関する理解を深め、ごみの減量や適正な排出、リサイクルの推進に積極的に取り組み、もって生活環境、公衆衛生の向上を図るもの。					
事務事業手段	東京都からの事業移管により平成12年度開始。 補助金の交付 事業活動に要する経費の3分の1を助成、金額は、350,000円 (葛飾清掃協力会 200,000円、葛飾東清掃協力会 150,000円) 清掃協力会事務局としての支援 総会、役員会等の運営、各種事業の準備・連絡等 区が実施する清掃事業研修会への参加要請 年3回 清掃工場等の清掃施設見学会の研修会に参加し、清掃事業の現状を学ぶ。					
根拠法令	なし					
現状と課題	清掃協力会は、昭和34年12月に葛飾西清掃事務所管内に、昭和46年6月に葛飾東清掃事務所管内に結成され、平成12年4月に清掃事業が都から移管されたことにより、区の支援が開始され、ごみの分別の徹底、ごみ集積の美化等、清掃事業の普及・啓発に、区と区民とのパイプ役を担っている各清掃協力会の役割は重要性が増している。					
成果・活動指標	成果1：清掃協力会加入率(加入町会数/全町会数)×100 目標：21年度までに100% 活動1：加入自治町会数 活動2：ごみの総収集量					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00		
		実績	87.97			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [町会]	予定	241.00	239.00		
		実績	212.00			
		単位コスト	36.37			
	活動指標2 [t]	予定	115,005.00	105,539.00		
		実績	110,272.00			
単位コスト		0.07				
トータルコスト (千円)	予定		8,030			
	実績	7,710				
総合評価	継続。清掃協力会の活動は、区民生活に密着した区の清掃事業を推進するうえで大変重要なことから、引き続き支援を行う。					
事業評価	事業の必要性	はい。地域におけるごみ減量・リサイクルの推進の実践活動及び普及啓発活動を積極的に行っている団体を支援することは、資源循環意識の普及啓発に必要。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能。				
	成果向上余地	はい。資源循環社会を構築していくには、住民の協力が不可欠であることから、清掃協力会の活動を活性化するとともに内容の工夫を働きかけることで、効果が向上する。				
	経費削減余地	いいえ。清掃協力会によるごみ減量・リサイクルへの取り組みは、創意工夫により、より多くの区民の参加機会を得ていく必要があり、事業費を支える補助金削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134505

環境部 清掃事務所

清掃協力会助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		7,310		
	直接費	事業費	(6)		350		
	職員人件費	人件費	(7)		6,960		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.80		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.80		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		720		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		720			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		8,030			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	6,990			
	直接費	事業費	(25)	350			
	職員人件費	人件費	(26)	6,640			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.80			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.80			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	720			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	720				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	7,710				

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

事務事業	134506 可燃・不燃ごみ収集運搬					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区民及び事業者 区民 4 3 7 , 5 2 3 人 (平成 1 7 年 4 月 1 日現在)					
事務事業意図	廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、区民の健康で快適な生活を確保する。					
事務事業手段	可燃ごみ収集：生ごみ・紙ごみ等の可燃ごみについては、週2回収集している。管内を3地区(月・木、火・金、水・土)に区分し収集している。 不燃ごみ収集：ガラス・陶磁器等の不燃物とプラスチック類・ゴム・皮革等の焼却不適物について、管内を曜日別に6地区(各曜日)に区分して、週1回収集している。 事業系ごみ：家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲で有料で収集運搬を行っている。 集積所数 16,471箇所 (18年4月1日現在) 17年度収集量 (可燃ごみ) 81,696.56t (不燃ごみ) 26,372.58t					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
現状と課題	ごみの適正排出意識の向上や通行人によるポイ捨て防止等を図るため、15年度に駅周辺や商店街で開始した「クリーンアップ収集(各戸収集)」を72カ所に拡大した。また、収集作業中の排出指導や青空集会の実施による啓発活動をさらに積極的に行い、ごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を図った。					
成果・活動指標	成果1：可燃・不燃ごみ収集量(t)、目標：21年度までに 88,407 t 活動1：延べ収集箇所数(ごみ集積所数) ごみ集積所×3(可2+不1)×52週					
目標達成状況	成果指標1 [t]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	113,059.00	103,646.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績	108,070.00			
	活動指標1 [箇所]	予定				
		実績	2,694,276.00	2,796,768.00		
		単位コスト		0.89		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
		単位コスト				
トータルコスト (千円)	予定		2,293,696			
	実績	2,276,741				
総合評価	継続。法定の事務事業であり、今後も適正なごみ処理体制の推進を図っていく。					
事業評価	事業の必要性	はい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区の責務として可燃・不燃ごみの収集運搬を行っている。				
	民間活用	実施済。すでに清掃車両の雇い上げ等について一部の民間委託を実施している。				
	成果向上余地	はい。ごみの適正排出、ごみの減量・リサイクル意識の高揚のための普及啓発事業に積極的に取り組むことにより、適正なごみ処理体制を促進することができる。				
	経費削減余地	あまりない。作業の効率化、コストの低減等必要に応じた改善を図っている。しかし、住民へ効果的な意識啓発の実施により、ごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を進め一層のごみの減量を図ることで総体のコストを低減することができる。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134506

環境部 清掃事務所

可燃・不燃ごみ収集運搬

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		101,235		
		一般財源	(5)		2,085,091		
	直接費	事業費	(6)		1,070,476		
	職員人件費	人件費	(7)		1,072,650		
		再雇用職員分	(8)		43,200		
		(職員数:賦課)	(9)		128.95		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		128.95		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		107,370		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			107,370		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			2,293,696		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	239,560			
		一般財源	(24)	1,922,926			
	直接費	事業費	(25)	972,226			
	職員人件費	人件費	(26)	1,123,060			
		再雇用職員分	(27)	67,200			
		(職員数:賦課)	(28)	126.95			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	126.95			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	114,255			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		114,255			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		2,276,741			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000

環境部 清掃事務所

事務事業	134507 し尿収集運搬					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	し尿収集対象戸 [葛飾区・墨田区・台東区 (ただし、対象戸0)]					
事務事業意図	計画的・効率的な業務運営を図り、対象世帯へ安定的なサービスを提供し、もって、区民の衛生環境の保全に努める。					
事務事業手段	<p>12年度区移管時から開始。区の下水道普及率は100%であるが、様々な事情により水洗化されない世帯の汲み取り便所を対象に無料で月2回、小型吸上車（バキューム車）による、し尿の収集を実施している。収集地域は葛飾区全域であるが、清掃事業の区移管の経緯を踏まえ、事務委託により隣接する墨田区についても収集している。</p> <p>対象戸数：541戸（18年3月31日現在）</p> <p>なお、17年度から3年間は江北作業所が工事のため品川作業所へ搬入している。</p>					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
現状と課題	収集対象戸数は減少傾向にあるが区内全域に点在しており、収集車を満載するのに時間がかかる状況である。し尿排出量は確実に減少していることから、各戸の排出量の実態に応じた収集回数や収集サイクルの設定等の作業方法の検討を行う必要がある。対象世帯は様々な事情から水洗化されない状況があり、これらの解決が必要である。					
成果・活動指標	<p>成果1：し尿収集量、目標：21年度までに 727kl</p> <p>成果2：一作業当たりのし尿収集量 = し尿収集量 / 延べ収集作業回数（搬入回数）、目標：21年度までに 1.45kl</p> <p>活動1：延べ収集戸数 活動2：し尿収集対象戸数</p>					
目標達成状況	成果指標1 [kl]	予定	平成17年度 1,013.00	平成18年度 932.00		
		実績	946.71			
	成果指標2 [kl]	予定	1.45	1.45		
		実績	1.30			
	活動指標1 [戸]	予定	10,134.00	9,324.00		
		実績	9,525.00			
		単位コスト	3.77			
	活動指標2 [戸]	予定	563.00	518.00		
		実績	541.00			
		単位コスト	66.45			
トータルコスト (千円)	予定		34,752			
	実績	35,949				
総合評価	継続。法定の事務事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区の責務としてし尿収集運搬を行っている。				
	民間活用	実施済。すでに全部の民間委託を実施している。				
	成果向上余地	いいえ。今後着実に減少していく事業であり、業務の見直しを行いながら適正な処理体制の促進を図っている。				
	経費削減余地	あまりない。15年度に業務を見直すことにより、コストを大幅に削減した。経費の内訳は、し尿の運搬に要する雇上費であり、事業実施のための必要経費であるため、コストを大幅に下げることが難しい。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134507

環境部 清掃事務所

し尿収集運搬

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		34,572		
	直接費	事業費	(6)		32,832		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			180		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			34,752		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	3,953			
		一般財源	(24)	31,816			
	直接費	事業費	(25)	34,109			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.20			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		180			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		35,949			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

事務事業	134508 集積所美化等排出指導						
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可	
	***		***		***		
対象	区民及び事業者 区民 437,523人(平成17年4月1日現在)						
事務事業意図	ごみの適正排出を促進し、集積所周辺の衛生保全美化に努めるとともに、ごみ減量及び資源のリサイクルの向上を図る。大規模建築物の所有者等のごみ処理に対する意識高揚を図り、廃棄物の発生抑制及び再利用・資源化を促進させる。自治会や町会、清掃協力を等と協働して、住民一人一人がごみ問題について考え、取り組むよう誘導する。 集積所数 16,471箇所 大規模建築物 条例物件 197件 要綱物件 363件						
事務事業手段	12年度区移管時から資源循環型社会を構築していくため、廃棄物の収集に携わる全職員に加え専属班による排出指導に取り組んでいる。 積極的な住民への声かけ、訪問指導等による、適正排出・資源分別、事業系ごみ有料シール貼付等の協力依頼 排出状況の悪い集積所の改善 集積所美化パトロールによる不法投棄防止や早期発見 自治町会や清掃協力会との連携を深め、集積所毎に青空集会(ミニ環境学習)の実施 環境学習(幼稚園、保育園、小中学校)の実施 大規模建築物所有者に対する適正排出、発生抑制、再利用・資源化の促進等ごみ減量化の指導・助言						
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例						
現状と課題	指導班を中心に全職員が積極的に担当地域に出向き、総合的なごみ減量対策、普及啓発活動を行う指導体制により、問題が発生する前の対応に視点を置いた排出指導を実施し、ごみの排出者である区民や事業者に対する意識啓発、地域と協働したごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を進め、資源循環型社会の構築を図っている。						
成果・活動指標	成果1:改善集積所数 成果2:専属班指導回数 活動1:延べ指導件数=集積所数×(310日×4/6)×0.2 [18年度から資源回収は委託のため 集積所数×(310日×3/6)×0.2] 活動2:専属班指導回数						
目標達成状況	成果指標1 [箇所]	予定	平成17年度 300.00	平成18年度 300.00			
		実績	214.00				
	成果指標2 [回]	予定	2,327.00	2,142.00			
		実績	1,504.00				
	活動指標1 [件]	予定	713,868.00	555,768.00			
		実績	680,801.00				
		単位コスト	0.50				
	活動指標2 [回]	予定	2,327.00	2,142.00			
		実績	1,504.00				
		単位コスト	227.43				
トータルコスト (千円)	予定		369,153				
	実績	342,049					
総合評価	継続。適正なごみ処理体制の促進、更には資源循環型社会の実現に不可欠なものである。						
事業評価	事業の必要性	はい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区民・事業者へのごみの適正排出やごみの減量・リサイクル意識高揚のための普及啓発事業である。					
	民間活用	実施済。資源回収作業の全部民間委託の実施等を通じて、集積所の美化についても一部実施している。					
	成果向上余地	はい。15年度から指導体制を強化したことにより、集積所の美化やごみの減量に効果を上げている。今後も排出指導業務や住民・事業者への意識啓発を効果的かつ積極的に実施していくことにより、更なる効果を上げることができる。					
	経費削減余地	あまりない。本事業に要する経費は主に人件費であり、コストを下げることは難しい。しかし、住民への効果的な意識啓発の実施により、ごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を進め、一層のごみ減量を図ることで総体のコストを低減することができる。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134508

環境部 清掃事務所

集積所美化等排出指導

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		335,898		
	直接費	事業費	(6)		9,573		
	職員人件費	人件費	(7)		326,325		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		38.30		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		38.30		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		33,255		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		33,255		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		369,153		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	310,099			
	直接費	事業費	(25)	7,124			
	職員人件費	人件費	(26)	302,975			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	37.75			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	37.75			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	31,950			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	31,950			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	342,049			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

事務事業	134509 車両維持管理（清掃事務所）						
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区有清掃車等車両台数（18.4.1） 清掃車両17台、連絡車等10台、指導車両5台						
事務事業意図	作業計画に基づく安定的な配車業務を実施する。 常日頃から職員への交通安全運転教育の意識啓発を図り、『事故ゼロ職場』を目指す。						
事務事業手段	12年度区移管時から事業開始 作業計画に基づく、安定的な収集現場への配車業務 整備職員2人及び外注による点検・修理・整備を適時実施して、事故防止並びに故障の未然防止 運転職員の安全運転意識の高揚を図るため、定期的な所内研修・安全講習会を実施						
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
現状と課題	各年度の作業計画によって、使用する清掃車の台数が変わる。ここ数年、ごみ量の減少に伴い保有台数も減少している。清掃車は、日曜日を除いて毎日使用することから、直営の整備工場を設置して、車両を常に良好な状態に整備して、安全かつ確実な収集作業の実施に努めている。低公害車については全車で導入済みである。						
成果・活動指標	成果1：自己整備率＝所内実施件数（車検・整備・点検・修理）／総車検・整備・点検・修理件数、目標：21年度までに 95% 成果2：事故発生率＝事故件数／延べ配車台数（直営車）、目標：21年度までに 0% 活動1：延べ走行距離（清掃車両のみ） 活動2：所内車検・点検・整備・修理件数						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	95.00	95.00			
	成果指標2 [%]	予定	0.00	0.00			
		実績	0.09				
	活動指標1 [km]	予定	382,458.00	372,655.00			
		実績	379,627.00				
		単位コスト	0.18				
	活動指標2 [件]	予定	930.00	930.00			
		実績	991.00				
		単位コスト	67.90				
トータルコスト (千円)	予定		68,626				
	実績	67,292					
総合評価	継続。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区の責務としてごみの収集運搬を行っており、清掃車両は区移管時に引き継いだものである。						
事業評価	事業の必要性	はい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区の責務としてごみの収集運搬を行っており、清掃車両は清掃事業区移管時に引き継いだものである。					
	民間活用	実施済。すでに一部の車両について民間車検等を活用している。					
	成果向上余地	いいえ。清掃車両を適切に管理し、廃棄物を計画的かつ適正に処理している。					
	経費削減余地	あまりない。清掃車両の維持管理に要する費用は、主に燃料費や車検に要する経費であり、大幅に削減することは難しい。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134509

環境部 清掃事務所

車両維持管理（清掃事務所）

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		1,102		
		一般財源	(5)		64,734		
	直接費	事業費	(6)		38,866		
	職員人件費	人件費	(7)		26,970		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		3.10		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		3.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,790		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		2,790			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		68,626			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	16,000			
		一般財源	(24)	48,682			
	直接費	事業費	(25)	40,612			
	職員人件費	人件費	(26)	24,070			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	2.90			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.90			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	2,610			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	2,610				
トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	67,292					

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

事務事業	134510 コンテナ中継所管理運営					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	葛飾区コンテナ中継所（不燃ごみ積替施設）1箇所					
事務事業意図	不燃ごみ積替作業を安定的に稼働させる。 計画的、効率的な維持管理に努め、経費負担の抑制を行う。					
事務事業手段	12年度区移管時から事業開始。コンテナ中継所は、不燃ごみの輸送効率の向上及び清掃車の自動車公害防止を図るために、平成元年に設置した中継作業施設である。区内で収集した不燃ごみを2系統のプレス機で大型コンテナへ圧縮して積み替え、民間から雇い上げた大型コンテナ中継車（アームロール車）に積み込み、中央防波堤内側埋立処分場内の不燃ごみ処理センターへ運搬・排出している。【施設概要】葛飾区高砂1-1-1（面積）中継所棟1,321.08㎡、計量機棟169㎡（主な機器）ホッパー（ごみ受入設備）、コンパクター（ごみ圧縮設備）、トラバーサ（コンテナ移動設備）、コンテナ					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
現状と課題	プラント故障により中継作業が止まった場合、作業計画に多大な影響を与えてしまう。平成元年稼働から現在まで定期的なオーバーホールは実施しているが、フルメンテナンスは行っていないため、15年度から3年計画で全面改修工事を実施している。大型コンテナも消耗の状況により買い換えている。					
成果・活動指標	成果1：不燃ごみ中継量（t）、目標：21年度までに 23,010 t 活動1：中継所搬入台数 活動2：アームロール車搬出台数					
目標達成状況	成果指標1 [t]	予定	平成17年度 27,384.00	平成18年度 26,544.00		
		実績	25,796.97			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [台]	予定	38,033.00	36,867.00		
		実績	35,698.00			
		単位コスト	5.16			
	活動指標2 [台]	予定	5,705.00	5,417.00		
		実績	5,250.00			
		単位コスト	35.11			
トータルコスト (千円)	予定		132,592			
	実績	184,346				
総合評価	継続。不燃ごみの輸送効率の向上及び清掃車両台数の抑制を図るための施設であり、清掃事業区移管時に引き継いだ施設である。					
事業評価	事業の必要性	はい。不燃ごみの輸送効率の向上及び清掃車両台数の抑制を図るための施設であり、清掃事業区移管時に引き継いだ施設である。				
	民間活用	実施済。すでに大型コンテナ中継車の雇い上げ等について一部の民間委託を実施している				
	成果向上余地	はい。ごみの適正排出、ごみの減量・リサイクル意識の高揚のための普及啓発事業に積極的に取り組むことにより、適正なごみ処理体制を促進することができる。				
	経費削減余地	あまりない。作業の効率化、コストの低減等必要に応じ改善を図っている。しかし、住民への効果的な意識啓発の実施により、ごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を進め一層のごみ減量を図ることで総体のコストを低減することができる。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134510

環境部 清掃事務所

コンテナ中継所管理運営

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		124,345		
	直接費	事業費	(6)		106,075		
	職員人件費	人件費	(7)		18,270		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		2.10		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		2.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		6,357		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,890		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		8,247			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		132,592			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	23,000			
		一般財源	(24)	153,099			
	直接費	事業費	(25)	155,869			
	職員人件費	人件費	(26)	17,430			
		再雇用職員分	(27)	2,800			
		(職員数:賦課)	(28)	2.10			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	6,357			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,890			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	8,247				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	184,346				

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000

環境部 清掃事務所

事務事業	134511 職員被服等貸与(清掃事務所)					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	清掃事務所職員					
事務事業意図	清掃業務に適合した機能的な被服及び保護具を着用することで、仕事を安全かつ衛生的に行うとともに作業がしやすく動きやすくする。 区民から清掃職員であることが一目でわかり親しみを持たれる被服を着用することで、青空集会など多くの区民とのふれあいの機会を得られるようにする。					
事務事業手段	東京都からの事業移管により平成12年度開始。貸与被服規定の類項(清掃業務)に基づき、貸与品目や数量、期間を定め、該当者に貸与する。保護具については、別途貸与期間を定めて貸与する。なお、貸与期間は品目によって1年間から4年間となっている。 被服：夏季・冬季制服、事務服、夏季・冬季作業服、帽子、作業帽、革靴、長靴、運動靴、雨衣、防寒上衣。 保護具：保護帽、保護靴、手袋、安全チョッキ。					
根拠法令	労働安全衛生法 葛飾区職員被服貸与規程 葛飾区労働安全衛生保護具措置規程					
現状と課題	厳しい財政環境の下、区民の要望に的確に応え真に区民福祉の向上に資するためには、福利厚生においても思い切った見直しが必要であり、今回の技能長の指導用スーツについては見直しを行った。冬制服など貸与率の低いものは、今後も、真に必要な被服及び保護具を貸与するため、引き続き貸与品目、貸与期間等を検証し、見直しを検討していく。					
成果・活動指標	成果1：被服貸与率(貸与実数÷貸与予定数)×100 目標：21年までに100% 成果2：保護具貸与率(貸与実数÷貸与予定数)×100 目標：21年までに100% 活動1：被服貸与数(実数) 活動2：保護具貸与数(実数)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 100.00	平成18年度 100.00		
		実績	82.30			
	成果指標2 [%]	予定	100.00	100.00		
		実績	87.25			
	活動指標1 [件]	予定	1,407.00	1,206.00		
		実績	1,158.00			
		単位コスト	17.34			
	活動指標2 [件]	予定	4,165.00	3,220.00		
		実績	3,634.00			
		単位コスト	5.53			
トータルコスト (千円)	予定		21,962			
	実績	20,082				
総合評価	改善。職員被服等貸与については、安全・衛生面や着用率の高低から真に必要な品目や貸与期間を再検討し、必要な品目については費用対効果の面から品質・機能についても見直しを図るとともに、民間における被服貸与との比較や、品目によっては自己負担の導入を検討する。					
事業評価	事業の必要性	はい。貸与被服や保護具を着用することで、職員の業務上の安全・衛生面等の確保が図られ、より効率的に作業ができるため必要。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。必要性が高い清掃事務所職員の貸与被服及び安全面を確保するうえで重要な保護具について、その必要性について再検証する必要がある。				
	経費削減余地	はい。職員被服貸与については、安全・衛生面や着用率により、真に必要な品目や貸与期間を再検討し、必要な品目については、費用対効果の面から品質・機能の妥当性を検証することによって、経費削減の余地がある。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134511

環境部 清掃事務所

職員被服等貸与 (清掃事務所)

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		22,472		
	直接費	事業費	(6)		18,122		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.40		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		360			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		21,962			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	19,722			
	直接費	事業費	(25)	16,402			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.40			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	360				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	20,082				

事務事業	134512 清掃事務所維持管理					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	清掃事務所等施設利用者					
事務事業意図	清掃事業に関する相談や手続きに訪れる区民の利用に供するとともに、清掃事業に従事する職員の拠点として安全・快適かつ環境行動推進事業による省エネルギー化を考慮した施設管理を行う。					
事務事業手段	東京都からの事業移管により平成12年度開始。 清掃事務所（奥戸分室・新宿分室・旧立石分室含む）の庁舎等の維持管理を行う。 主な内容 設備保守 庁舎の保全補修 庁舎の維持管理 （所在地及び 清掃事務所 葛飾区立石5-13-1 昭和37年10月（築41年） 建築年月） 奥戸分室 葛飾区高砂1-1-1 平成元年9月（築14年） 新宿分室 葛飾区新宿3-17-5 昭和47年4月（築32年） 旧立石分室 葛飾区立石1-9-3 昭和45年3月（築34年）					
根拠法令	建築基準法 消防法 電気事業法					
現状と課題	清掃関連施設は平成12年4月に清掃事業の移管に合わせて区に移管された。築後30年を経過している施設は、計画的にメンテナンスを行い、安全かつ率的な施設運用に努めてきたが、空調、給湯等の設備機器などは、一般的な耐用年数25年を超えており、施設の老朽化が光熱水費などのエネルギー効率の悪化や機器の故障・破損が頻繁に発生している。					
成果・活動指標	成果1：1㎡当たりのコスト = 施設維持管理経費 / 庁舎管理面積（4,051㎡） 目標：17年度14,301円 活動1：施設維持管理経費（庁舎管理面積）					
目標達成状況	成果指標1 [円]	予定	14,301.00	11,898.00		
		実績	12,871.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [千円]	予定	5,794.00	48,197.00		
		実績	52,139.00			
		単位コスト	1.27			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
		単位コスト				
トータルコスト (千円)	予定		64,341			
	実績	66,368				
総合評価	継続。清掃事業で使用している各施設の維持・管理は、そのサービスを受ける区民及びそのサービスを提供する職員の基盤となる事業である。ゆえに、清掃事業の重要性などの観点からも、今後の施設の建て替えなどを検討する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。各施設を作業の拠点として、法定の事務事業（家庭ごみの収集等）を執行することにより、適正なごみ処理体制の促進を図るために必要。				
	民間活用	実施可能。将来、施設の建て替えなどに合わせて、PFI事業の活用の検討。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。清掃事務所維持管理の事業は、内部管理の事務事業である。また、施設等の移管時の協定で清掃事業以外の使用は制限されている。				
	経費削減余地	あまりない。清掃事務所の維持管理経費の削減については、これまで積極的に取り組んでいる。これからも引き続き維持管理経費の削減に取り組むが、各施設の老朽化が著しく、経費削減の余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134512

環境部 清掃事務所

清掃事務所維持管理

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		3,846		
		一般財源	(5)		61,751		
	直接費	事業費	(6)		48,197		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.30		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		13,264		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			13,534		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			64,341		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	6,443			
		一般財源	(24)	46,301			
	直接費	事業費	(25)	49,424			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.40			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	13,264			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		13,624			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		66,368			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000

環境部 清掃事務所

事務事業	134513 粗大ごみ収集運搬					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区民 437,523人(平成17年4月1日現在)					
事務事業意図	物を「安易に使い捨てる」発想から「大切に長く使う、リサイクルする」ことへの意識改革のための啓発活動を進める。その上で粗大ごみとなった物については、申告にもとづき計画的に収集する。					
事務事業手段	12年度区移管時から家具・家電製品(13年4月1日からテレビ等家電4品目、15年10月1日から家庭系パソコンのリサイクル対象品目を除く)・自転車・布団等の大型ごみについて、17年4月から日曜日も含めて毎日収集している。申込受付については、18区を一括して「粗大ごみ受付センター」が行っている。 収集は有料で、「有料粗大ごみ処理券」を取扱店等で購入し、粗大ごみに貼って出すシール方式をとっている。「有料粗大ごみ処理券」はA券(200円)とB券(300円)の2種類がある。					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例					
現状と課題	住民サービスの向上のため、平成17年度4月から粗大ごみの日曜収集を開始した。清掃事業区移管後も依然としてごみの量的膨大化や多様化への対応が求められており、引き続き区独自の不法投棄防止対策や適正排出の指導等、ごみ減量に向けた取り組みを進めている。処理個数は年々増加しているため、一層の3Rの推進が重要である。					
成果・活動指標	成果1:粗大ごみ処理率=処理個数/(処理個数+リサイクル品提供数)、目標:21年度までに96% 成果2:削減率=(12年処理重量[2,587t]-現年処理重量)/12年処理重量[2,587t]、目標:21年度までに28.5% 活動1:粗大ごみ収集個数=処理個数+リサイクル品提供数 活動2:処理重量					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 96.00	平成18年度 96.00		
		実績	97.08			
	成果指標2 [%]	予定	24.80	26.80		
		実績	14.88			
	活動指標1 [個]	予定	168,816.00	164,218.00		
		実績	201,810.00			
		単位コスト	1.44			
	活動指標2 [t]	予定	1,946.00	1,893.00		
		実績	2,202.00			
		単位コスト	132.31			
トータルコスト (千円)	予定		307,377			
	実績	291,352				
総合評価	継続。法定の事務事業であり、今後も適正なごみ処理体制の促進を図っていく。					
事業評価	事業の必要性	はい。法定の事務事業である。受付は粗大ごみ受付センターで行い、区が事業主体となり日曜日を含め毎日収集を行っている。また、生活保護等受給者には、減額免除措置があり、受付は事務所で行っているため、事業主体は区が適切である。				
	民間活用	実施済。すでに受付業務等について一部の民間委託を実施している。				
	成果向上余地	はい。リサイクル意識の高揚のための普及・啓発活動を積極的に推進し、物を「安易に使い捨てる」発想から「大切に長く使う、リサイクルする。」ことを、区民に定着させることで、粗大ごみの減量を図る余地がある。				
	経費削減余地	あまりない。作業の効率化、コストの縮減等必要に応じた改善を図っている。しかし、住民への効果的な意識啓発の実施により、ごみの発生抑制・リサイクル及び分別の徹底を進め、一層のごみ減量を図ることで総体のコストを低減することができる。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134513

環境部 清掃事務所

粗大ごみ収集運搬

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		25,445		
		一般財源	(5)		272,617		
	直接費	事業費	(6)		186,417		
	職員人件費	人件費	(7)		90,045		
		再雇用職員分	(8)		21,600		
		(職員数:賦課)	(9)		10.35		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		10.35		
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		9,315		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			9,315		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			307,377		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	63,939			
		一般財源	(24)	218,098			
	直接費	事業費	(25)	173,732			
	職員人件費	人件費	(26)	85,905			
		再雇用職員分	(27)	22,400			
		(職員数:賦課)	(28)	10.35			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	10.35			
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	9,315			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		9,315			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		291,352			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06100000
環境部 清掃事務所

【No.234】

事務事業	134514 動物死体処理					
	事業区分	経常事業	施策体系	1345	ごみの適正処理	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区民 437, 523人(平成17年4月1日現在)					
事務事業意図	動物の死体を迅速に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生を守る。					
事務事業手段	<p>12年度区移管時から飼い主あるいは土地建物の占有者から処理依頼があった場合、動物死体(25kg未満)を1頭につき処理手数料2,600円を徴収し、引き取り処理している。動物死体は最終的には処理業者に委託し、火葬処分している。</p> <p>都道上の動物死体は都から委託を受け清掃事務所が処理している。(区道上の場合は都市整備部道路維持課で処理している。)また、ごみ集積所に投棄された動物死体についても清掃事務所が処理している。</p>					
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例					
現状と課題	<p>処理件数は、10年度から毎年1,300~1,400件程度を推移している。</p> <p>都道上及びごみ集積所の動物死体の処理数は、総処理数に対する割合で見ると、12~17年度の6年間で15%前後を推移している。</p> <p>また、作業実施上では交通量の多い幹線道路等の危険な場所で処理をする場合がある。</p>					
成果・活動指標	<p>成果1・活動1：動物死体処理総数 = 有料動物死体処理数 + 都道分動物死体処理数 + 集積所動物死体処理数</p> <p>成果2・活動2：都道上等の処理実績 = 都道分動物死体処理数 + 集積所動物死体処理数</p>					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	1,362.00	1,368.00		
		実績	1,393.00			
	成果指標2 [件]	予定	234.00	228.00		
		実績	233.00			
	活動指標1 [件]	予定	1,362.00	1,368.00		
		実績	1,393.00			
		単位コスト	12.30			
	活動指標2 [件]	予定	234.00	228.00		
		実績	233.00			
		単位コスト	73.52			
トータルコスト (千円)	予定		12,027			
	実績	17,131				
総合評価	<p>継続。法定の事務事業である。また、この事業は動物の死体を迅速に処理することによって、区民の生活環境保全及び公衆衛生の維持確保からの観点からも必要不可欠な事業である。</p>					
事業評価	事業の必要性	<p>はい。法定の事務事業である。また、この事業は生活環境の保全及び公衆衛生を守ることを目的に実施している。よって、事業主体は区である。</p>				
	民間活用	<p>実施済。すでに最終的な火葬処分について一部の民間委託を実施している。</p>				
	成果向上余地	<p>いいえ。この事業は動物の飼い主、または、土地の占有者から処理申請があった動物死体をその都度処理するものである。</p>				
	経費削減余地	<p>いいえ。この事業の運営形態は、狭小路地のごみ収集作業や不法投棄物収集作業の合間に行うものであり、事業費の主な経費はその人件費であるため、コストを下げる余地はない。</p>				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06100000

事務事業 134514

環境部 清掃事務所

動物死体処理

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		3,023		
		一般財源	(5)		8,194		
	直接費	事業費	(6)		3,387		
	職員人件費	人件費	(7)		7,830		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.90		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.90		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		810		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			810		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			12,027		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	3,719			
		一般財源	(24)	12,062			
	直接費	事業費	(25)	3,331			
	職員人件費	人件費	(26)	12,450			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	1.50			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.50			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,350			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,350				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	17,131				